（注１）　分野の欄は、当該放送番組の特徴が分かるような表現で簡潔に記載すること。
（注２）　データ符号化方式の名称の欄は、データ符号化識別子が指定されている場合はその符号化方式の名称を、指定されていない場合は具体的なデータ符号化方式の名称を記載すること。なお、上記の記載例に従つた記載方法のみでは方式を特定できない場合は、さらに詳細な内容を記載すること。
（注３）　成人向け番組とは、性的好奇心をそそるため性的な行為を表す場面又は衣服を脱いだ人の姿態の映像を見せる番組で、青少年に有害な影響を与えるおそれのある放送番組をいう。
（注４）　法第８条に規定する事項のみを放送事項とするものである場合は、備考の欄にその旨記載すること。

⑷　超短波放送、テレビジョン放送又はデータ放送を行う基幹放送の業務の場合
⑴から⑶までに定めるもののほか、次のアからエまでに掲げる事項について具体的な計画を定めているときは、併せて記載すること。
ア　高精細度テレビジョン放送を行う場合であつて、当該高精細度テレビジョン放送を行わない時間帯に標準テレビジョン放送を行うときは、一週間当たりの放送時間（当該高精細度テレビジョン放送を行わない時間帯に二以上の標準テレビジョン放送を行う場合は、当該標準テレビジョン放送のうち一週間当たりの放送時間が最も長いものの放送時間及び当該高精細度テレビジョン放送の放送時間の合計をいう。）全体における当該高精細度テレビジョン放送の放送時間の占める割合
イ　高精細度テレビジョン放送を行う場合であつて、一週間当たりの放送時間全体における高精細度テレビジョン放送（ハイビジョンカメラ等により制作・編集された番組を放送するものに限る。）に係る放送時間の占める割合
ウ　一週間当たりの放送時間全体における成人向け番組に係る放送時間の占める割合
エ　一週間当たりの放送時間全体における対価を得て行う広告放送（有料放送により行われるものを除く。）に係る放送時間の占める割合

⑸　臨時目的放送を専ら行う基幹放送の業務の場合
放送事項を次のように記載すること。
ア　博覧会等の用に供する場合
（記載例）　（何）博覧会の案内等に係る事項
イ　災害発生時に役立てる場合
（記載例）　（何）地震の災害対策及び被災者救援のための生活情報等に係る事項

注６　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要の欄は、次により記載すること。
⑴　基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要には、基幹放送が行われる過程における映像、音声、文字、データの流れが明確になるよう、演奏所から基幹放送局の送信設備の送信空中線までの範囲における全ての電気通信設備を明記した概要図を記載すること。
⑵　⑴の概要図には、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備のうち、当該業務に用いられる基幹放送設備に該当する設備の範囲を「番組送出設備」、「中継回線設備」又は「地球局設備」の別を明確にして付記すること。
⑶　⑴の概要図には、⑵の「番組送出設備」、「中継回線設備」及び「地球局設備」の法第111条第１項の技術基準への適合性に係る説明について、次の事項を付記すること。
ア　法第111条第２項第１号に規定する基幹放送設備の損壊又は故障により、基幹放送の業務に著しい支障を及ぼさないようにすることを確保するための措置に関する事項
イ　法第111条第２項第２号に規定する基幹放送設備を用いて行われる基幹放送の品質が適正であるようにすることを確保するために当該設備が準拠する送信の標準方式の種類に関する事項
⑷　一葉の用紙に全部を記載することができない場合には、全体の構成が把握できるよう電気通信設備の階層その他適宜の区分に分けて、別途記載すること。

注７　法第93条第１項第６号（協会にあつては、同号イからハまでに限る。）の欄の欠格事由の有無について記載するものとし、同欄の□には、該当する事項にレ印を付けること。

別表第七の一号（第65条第１項関係）

第１　地上基幹放送に係る事業計画書

事　業　計　画　書

（別紙）
□⑴　経営形態及び資本又は出資の額
□⑵　事業開始までに要する用途別資金及びその調達方法
□⑶　主たる出資者及び議決権の数
□⑷　10分の１を超える議決権を有する者に関する事項
□⑸　10分の１を超える議決権を有する他の基幹放送事業者に関する事項
□⑹　役員に関する事項
□⑺　放送番組の編集の基準
□⑻　放送番組の編集に関する基本計画
□⑼　週間放送番組の編集に関する事項
□⑽　放送番組の審議機関に関する事項
□⑾　放送番組の編集の機構及び考査に関する事項
□⑿　災害放送に関する事項
□⒀　試験、研究又は調査の方法及び具体的計画
□⒁　試験の方法及び具体的計画
□⒂　基幹放送の業務を行う事業と併せ行う事業及び当該事業の業務概要
□⒃　将来の事業予定
□⒄　認定の期間における事業並びに資産、負債及び収支の実績

長

辺

短　　辺　（日本工業規格Ａ列４番によること。）

注１　別紙について、次の表の区分に従い、別葉として提出すること。

区　別	提出する別紙	備　　考
１　認定の申請の場合	⑴　（注１） ⑵　（注２）（注３） ⑶　（注２）（注３） ⑷　（注２）（注３）（注４） ⑸　（注２）（注３）（注４） ⑹　（注２） ⑺　（注３）（注４）（注５） ⑻　（注４）（注５） ⑼ ⑽　（注３）（注４）（注５）	（注１）　協会及び学園の基幹放送の業務の場合は、経営形態については記載を要しない。 （注２）　協会の基幹放送の業務の場合は、提出を要しない。 （注３）　学園の基幹放送の業務の場合は、提出を要しない。 （注４）　臨時目的放送を専ら行う基幹放送の業務の場合は、提出を要しない。 （注５）　法第８条に規定する経済市況、自然事象及びスポーツに関する時事に関する事項その他総務省令で定める事項のみを放送事項とする放送を専ら行う基幹放送の業務の場合は、提出を要しない。